



建設副産物関係者各位

東京都都市整備局
都市づくり政策部広域調整課
建設副産物担当

リサイクルガイドライン改定注意点（修正版）の送付について

日頃より建設副産物対策にご協力いただき感謝申し上げます。

先日東京都建設リサイクルガイドライン改定にともない、通知文をお送りさせて頂いておりますが、その際に同封させていただきました「せん定枝葉等」の注意点の内容につきまして、産業廃棄物と一般廃棄物の区別及び処理方法が分かり辛いとのご意見を頂戴いたしました。

そのため、補足説明を追加したものをお送りさせていただきます。

（赤字部分が追記を行った部分となります。）

度々お手数をおかけ致しますが、改めてご確認頂きますようお願い申し上げます。

【担当】

都市整備局都市づくり政策部 広域調整課

建設副産物担当 深沢、佐々木、五月女

（電話）03-5388-3231

（内線）30-235

東京都建設リサイクルガイドライン「せん定枝葉等」の注意点

リサイクルガイドラインについては、以前より工事だけでなく、公共施設の維持管理も含まれますので、改めて注意して下さい。たとえば、学校や事務所などの公共施設の植栽のせん定作業等もリサイクルガイドラインの対象となります。

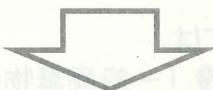
※追記

- 工事上のせん定枝葉は産業廃棄物となります。
- 維持管理上のせん定枝葉は一般廃棄物となります。一般廃棄物を行政区域外に搬出する場合は、様々な要件が必要となりますので、当該自治体にお問合せ下さい。

そのうえで、今回のせん定枝葉の変更点

昨年度まで

- ① 当該作業を行う行政区域（一部事務組合）内の再資源化施設に搬入する。
- ② 行政区域内に再資源化施設がない場合は、行政区域内に立地する熱回収を行っている清掃工場に搬入する。
- ③ 行政区域内に再資源化施設も清掃工場ない場合は、行政区域外に立地する再資源化施設に搬入する（都内に立地するものに限る）。



今年度から

- ① 当該作業を行う作業箇所から半径 50 km以内の受け入れ可能な再資源化施設に搬入する。
- ② 当該作業を行う作業箇所から半径 50 km以内に再資源化施設がない場合は、行政区域内に立地する熱回収を行っている清掃工場に搬入する（産業廃棄物は清掃工場に搬入できません）。

【解説】

昨年度までは、行政区域(清掃)内を優先し、また、再資源化施設も都内立地に限定していましたが、今年度から作業箇所から50km以内に変更し、行政区域の制限を削除、また、都内限定も削除しました。よって、作業箇所付近の他県の再資源化施設への搬入が可能となりました。

維持管理上のせん定・・・一般廃棄物

工事上のせん定・・・・産業廃棄物

一般廃棄物、産業廃棄物それぞれ、運搬、処理施設での許可条件が異なりますので、関係法令のほか、当該自治体が定める条例等により適正に運搬、処理をお願いします。

なお、昨年度までの仕様書は使えません。修正が必要です。

【参考】

各受入施設については、下記を参考にして下さい。

産業廃棄物の受入施設については、

- ① 下記検索システムで「木くず」と「処分」を選択し、各施設にせん定枝葉の取扱いがあるかをご確認下さい。

環境局 HP 処理業者検索

https://www.kankyo-sanpai.jp/sanpaisearch/search_input.aspx

- ② 「建設副産物情報交換システム」(略称: COBRIS) を利用
この場合も、木材の検索になるため、各施設にせん定枝葉の取扱いがあるかをご確認下さい。

一般廃棄物の受入施設については、

環境局 HP 一般廃棄物処理施設「一般廃棄物処理施設一覧表」

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/general_waste/processing_plant/index.html